

第10回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和4年10月28日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人	9番 黒木 謙志 委員 10番 菊池 勇夫 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和4年第10回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、1番若杉伸児委員、4番田野敏広委員、14番中谷茂己委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は11名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、令和4年第10回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。9番黒木謙志委員、10番菊池勇夫委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は、令和4年10月28日、本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	2ページをお開きください。議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認を求める。令和 4 年 10 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 105 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 105 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 71 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 71 歳の方です。申請地は、美郷町西郷田代字道野々原、畑 1 筆、1,155 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は新たに梨を植栽するということで、今後は後継者が戻ってきて経営するということです。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 17,898 m²。家畜はありません。家族総数 2、労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

富井委員

11 番、富井です。申請人はいと同じになります。譲受人は大工なのですが、兼業で以前から田と梨の栽培をしています。田の面積も増え、精力的に農業を行っています。先程事務局から説明があったとおり、お孫さんが後をやるということで、まだまだ頑張らないといけないと言っておりました。譲渡人は以前から腰が悪く、農作業ができない状態です。売買の話は譲渡人の方からと聞いております。申請地は現在管理が行き届いてないため、竹などが生えだいで荒れてます。そのためこの金額でまとまったようです。いと同じでもあり、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 105 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 105 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 29 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

6 ページをお開きください。議案第 29 号、非農地の許可申請について。農地法

第2条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和4年10月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は106番の1件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

8ページをお開きください。受付番号は106番です。受付月日が、令和4年10月14日。申請人が、日向市の81歳の方です。申請地は、北郷入下字カナクギ、田1筆、現況地目は山林、2,031㎡であります。所有者は申請人と同一です。調査年月日は、令和4年10月14日。証明根拠は、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。9ページが地籍集成図、10ページが現況写真です。この申請地自体が山林に囲まれており、周辺も山林です。同じような土地の形状でありますので、申請地を非農地扱いにすることに何も影響はないと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10番、菊池です。申請人は日向に出られて20年以上経ちます。水田等も所有していますが、地元の方に貸して作ってもらっています。申請地の周りはほとんど山林で、農地として復活させるには難しいと考えますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので、審議に入ります。受付番号106番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号106番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第30号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

11ページをお開きください。議案第30号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。令和4年10月28日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は107番の1件となっております。詳細は担当がご説明

いたします。

事務局員

13 ページをお開きください。受付番号は 107 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 43 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町西郷山三ヶの 72 歳の方です。お二人は親子の関係になります。利用権を設定する土地は、西郷山三ヶ字島戸、畑 1 筆、全体の面積は 44,231 m²ですが、そのうちの 2,500 m²で栗の栽培を行っています。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりです。利用権の設定を受ける者の経営状況ですが、自作地のみ 8,962 m²。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。利用権設定区分は継続となります。14 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしている為、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

甲斐委員

8 番、甲斐です。事務局の説明にありましたように、設定を受ける者と設定をする者は親子であります。設定を受ける者は田代の町営住宅に住んでいて、実家に通って一緒に仕事をしております。継続であり何の問題も無いと思われまので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 107 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 107 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、報告第 10 号、農地改良届について事務局の提案理由説明を求めます。

局長

15 ページをお開きください。報告第 10 号、農地改良届について。農地改良届出書の提出があったので報告する。令和 4 年 10 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

16 ページをお開きください。農地改良の内容は、盛土を 137 m³行い取付道の設置する。理由は、隣接する農地乗入のための耕作道の設置。土地の所在は、西郷田代字羽太郎谷、畑、820 m²のうちの 64 m²に耕作道を設置するという事です。17

ページが地籍集成図、18 ページが平面図・断面図、19 ページが現況写真となります。

続きまして 20 ページをお開きください。農地改良の理由と内容は、令和 4 年度中山間地域総合整備事業美郷地区 5 工区の、仮設敷鉄板の設置の為となっております。土地の所在は、西郷田代字耳切の 6 筆、6,799 ㎡のうちの 1,918 ㎡に敷鉄板を施工するということでもあります。21 ページが地籍集成図、22 ページが隣地同意書、23 ～ 26 ページが図面です。工事の内容は、用水路の嵩上げ工事・蓋掛け工事と聞いております。27 ページが現況写真になります。

続きまして 28 ページをお開きください。この件に関しては、現場事務所の設置ということで改良届を提出していただいています。土地の所在は、北郷宇納間字岩下、畑 1 筆、400 ㎡のうちの一部を使用するという事です。29 ページが地籍集成図ですが、隣接する農地の圃場整備の工事を行うために現場事務所を設置するという事です。30 ページが位置図、31 ページが現況写真になります。以上です。

議長

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和 4 年第 10 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。

一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 黒木 謙志

美郷町農業委員会 委員 菊池 勇夫